

非常勤理事等に対する費用支払いについて

非常勤理事等に対する費用弁償に関する内規

- 1 宮崎県信用保証協会の非常勤理事及び非常勤監事が宮崎県信用保証協会理事会運営規程第2条の規定により招集された理事会等に出席したときは、日当として定額10,000円及び交通費を支払う。
- 2 宮崎県信用保証協会の非常勤監事が宮崎県信用保証協会監事監査規程第17条の規定により招集された監事会等に出席したときは、日当として定額10,000円及び交通費を支払う。
- 3 非常勤監事が宮崎県信用保証協会監事監査規程第4条の規定による決算監査及び随時監査の実施にあたり、常勤監事の補助を行う場合は、1時間あたり10,000円の日当及び交通費を支払う。

附 則

- 1 この内規は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 非常勤役員退任の場合の記念品代基準は、廃止する。
- 3 平成 5年4月1日改正
- 4 平成15年1月7日改正
- 5 平成23年6月3日改正
- 6 平成26年11月5日改正